

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本県指令高保福第87号 第4373200361)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. ケアプランサービス楽洋365（居宅介護支援事業所）の概要

事業所名	ケアプランサービス楽洋365
事業の目的	利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように利用者の選択に基づき居宅サービスが多様な事業者から総合的活効率的に提供されるよう配慮する。
所在地	〒863-2502 熊本県天草郡苓北町上津深江230番地1
電話番号	0969-37-0202
管理者氏名	渡邊三枝子

2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 天草郡苓北町全域、旧五和町全域及び旧天草町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（電話等による24時間常時連絡がとれます）
受付時間	平日 9：00～17：00
サービス提供時間帯	平日 9：00～17：00

3. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

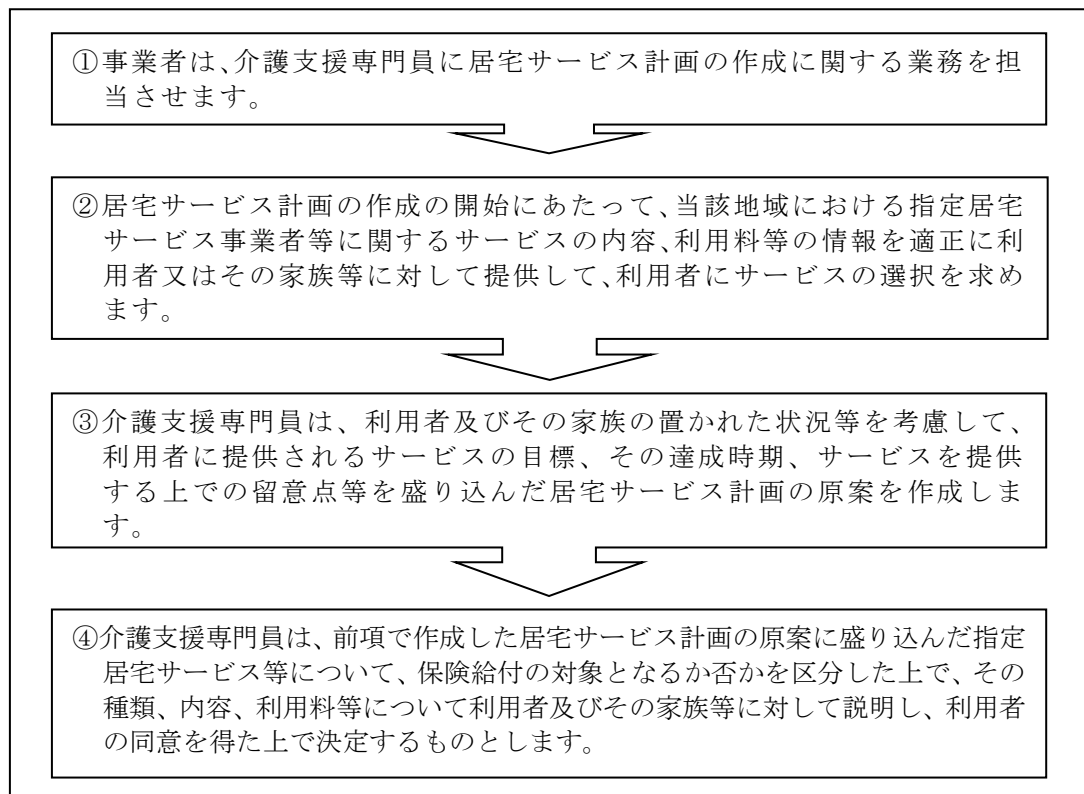
	常勤換算数
管理者	1名
介護支援専門員	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容と利用料金

<居宅サービス計画の作成の流れ>



<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

・利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下〔指定居宅サービス等〕という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ サービス事業者の選定

・サービス事業者の選定にあたって、あなたは複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

・あなたは居宅サービス計画に位置付けた、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

⑤ 医療機関との連携に関するもの

・利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えてもらうよう依頼します。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は、生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは、歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

⑥ 介護保険施設への紹介

・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が

介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

※ 要介護1・2 10,860円

※ 要介護3・4・5 14,110円

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

※ サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

※ 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

※ 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

6. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

ケアプランサービス楽洋365の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者：ケアプランサービス楽洋365 岡野 渉一 電話：0969 - 37 - 0202

第三者委員会：監 事 船越 啓子 (35-1242)・評議員 道田 久美 (37-0129)

(2) その他

ケアプランサービス楽洋365以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

苓北町役場 保健福祉課 電話：0969 - 35 - 1111

天草市役所 保健福祉課 電話：0969 - 23 - 1111

令和 年 月 日

社会福祉法人 慈正会

ケアプランサービス楽洋365

(契約者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

指定居宅介護支援事業利用同意書

指定居宅介護支援事業を利用するに際し、下記のとおり同意いたします。

記

<同意事項>

I 指定居宅介護支援の提供方法

「指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。」「指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供開始について同意を得る。」

II 居宅サービス計画の種類、内容、利用率等

「介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービスが、介護給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に説明し、文書により同意を得る。」

III サービス担当者会議等の個人情報使用

「サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。」